

# 貨物タンクに備える通気装置の二次的手段に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

## 改正事項

貨物タンクに備える通気装置の二次的手段に関する事項

## 改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 11.6.1 規則においては、貨物の荷役及びバラスト注排水時に、貨物タンク内の圧力が設計値を超えないよう通気装置（一次的手段）が要求されている。

加えて、SOLAS 条約第 II-2 章第 11.6.3 規則においては、当該装置が故障した場合に備え、通気装置の二重化（二次的手段）又はこの代替手段として貨物タンク内に圧力センサーを備え、貨物制御場所等に可視可聴警報装置を有する圧力監視装置を備えることが要求されている。

IACS は、一次的手段の故障及び二次的手段の設置に対する解釈を改めるとともに、代替手段として圧力センサーを備える場合について、圧力監視装置の警報の設定圧力に関する基準を新たに規定する統一解釈 SC140(Rev.3)を採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC140 (Rev.3) に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 各タンクを隔離するための止め弁の故障を一次的手段の故障と見做さないとする解釈に対して、均質な貨物又は貨物蒸気の混合による危険性がなく、各タンクを隔離する必要のない複数の貨物を運送する場合に限る旨条件を追加した。
- (2) イナートガス主管に取り付けられている圧力・真空逃がし装置が二次的手段として認められるとする解釈に対して、均質な貨物又は貨物蒸気の混合による危険性がなく、各タンクを隔離する必要のない複数の貨物を運送する場合に限る旨条件を追加した。
- (3) 二次的手段の代替手段として圧力センサー等を設置する場合について、圧力監視装置の警報の設定圧力に関する規定を改めた。